

はじめに

死亡診断書（死体検案書）は、人の死亡に関する医学的・法律的な証明であり、その作成は「最後の医療」に位置づけられます。

書類作成にあたっては、死者の死亡に至るまでの過程を可能な限り詳細に・論理的に記載しますが、多くの例では、直接の死因とおもとの疾患・傷害が必ずしも1対1ではなく、様々な病態や状態が複雑に絡み合っています。そのため、死亡診断書（死体検案書）の作成に当たっては、特に死因の記載に関して悩まれることも多いと思います。

今回、研究班では、厚生労働省発行の「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」に従って、代表的な事例についての記載の方法や選択方法を例示しました。また、自己学習のためのe-ラーニングもごございます。ご活用いただき、記載の方法に悩んだ際の一助となれば幸いです。

この学習システムの構成

このシステムは次のように構成されています。

01. 例示編
02. e-ラーニング編
03. 確認問題

死亡診断書（死体検案書）作成の参考の一助になれば幸いです。なお、提示する事例はすべて架空のもので

目次

[はじめに](#)

目次

[例示集1](#)

- E1 誤嚥性肺炎
- E2 在宅
- E3 食物誤嚥
- E4 独居高齢者の死亡
- E5 覚せい剤によるクモ膜下出血
- E6 ヘリウム吸引
- E7 漂流死体
- E8 独居高齢者の死亡2
- E9 独居者の死亡
- E10 交通事故

[例示集2](#)

- E11 縊死
- E12 溺水後の低酸素脳症
- E13 自転車の転落
- E14 火災
- E15 火災による一酸化炭素中毒
- E16 転落
- E17 横隔膜ヘルニア
- E18 溺水
- E19 異物の誤嚥
- E20 死後変化が著明

[例示集3](#)

- E21 熱中症
- E22 パラコート中毒
- E23 泥酔
- E24 自宅での死亡
- E25 熱傷
- E26 遊泳中の死亡
- E27 肺炎
- E28 地震による家屋倒壊
- E29 癌
- E30 上位頸髄損傷
- E31 複数の要因が考えられる例
- E32 高度損傷

例示集4

- E33 胃潰瘍穿孔
- E34 肝硬変
- E35 胃癌
- E36 脳塞栓
- E37 詳細検査中
- E38 破傷風
- E39 急性膀胱炎
- E40 アルコールおよびウイルスによる肝硬変

例示集5

- E41 多系統萎縮症
- E42 白血病による多発性脳出血
- E43 慢性腎不全
- E44 アルコール性心筋症
- E45 癌患者の肺炎
- E46 関節リウマチ患者の間質性肺炎急性増悪
- E47 間質性肺炎のある関節リウマチ患者の脳出血
- E48 原発不明癌
- E49 感染性心内膜炎
- E50 外因の関与が疑われる感染性心内膜炎

例示集6

- E51 珪肺
- E52 飛び降り自殺後のPTE
- E53 脂肪塞栓症
- E54 気管支喘息重積発作
- E55 誤嚥性肺炎
- E56 転倒
- E57 アルツハイマー病
- E58 髄膜炎
- E59 癌性腹膜炎

E1 誤嚥性肺炎

82歳の男性。約10年前の脳梗塞のため、左半身の麻痺と嚥下障害がある。食事の際にしばしば誤嚥する。自宅では妻が介護し、ほとんど外出はしない。

しばしば肺炎を繰り返しているが、かかりつけ医の診察、治療で軽快していた。

数日前から発熱が持続、呼吸困難も出現してきたため入院した。胸部X線写真では下肺野を中心に広汎な陰影がみられ、治療を受けるも呼吸状態は改善せず、死亡した。

死因は誤嚥性肺炎と推測された。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄、目録ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	施設の名称			
		(ア) 直接死因	誤嚥性肺炎	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	数日(推定)
		(イ) (ア)の原因	嚥下障害		約10年
		(ウ) (イ)の原因	脳梗塞		約10年
		(エ) (ウ)の原因			
目録	直接には死因に関係しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和	年 月 日
手術	①所 2有				
解剖	①所 2有	主要所見			
(15)	死因の種類	① 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焔による傷害 } 外因死 { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12不詳の死		
(16)	外因死の追加事項	◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県 市 区 町村
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		
(16)	外因死の追加事項	手段及び状況			

【解説】

本文からは、直接死因（ア）は誤嚥性肺炎が考えられます。

ただ、脳梗塞の後遺症による嚥下障害があり、誤嚥性肺炎と脳梗塞後の状態には関連があると思いますので、単に「誤嚥性肺炎」とするのではなく、（イ）には「脳梗塞後状態」（あるいは脳梗塞による嚥下障害）を追加し、脳梗塞に起因する肺炎、と考えたほうがよいと思われます。

E2 在宅

78歳の男性。1年前に膵臓癌の診断を受け、治療を受けていたが、癌はすでに進行しており、積極的治療を行わない方針となった。本人の希望で自宅での療養となり、2日に1度、かかりつけ医の診察を受けている。

数日前から病状が悪化し、昨日から意識レベルが低下してきた。かかりつけ医の最終診察を受けた翌々日の午前5時30分に、家族に見取られ死亡した。朝、連絡を受けたかかりつけ医が死後の診察を行い、異状はないと判断し、死因は膵臓癌の進行によるものと診断した。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

発行する書類: 死亡診断書

(14)	死亡の原因 ◆1欄、2欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	膵臓癌		約1年	疾病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例: 1年3か月、5時間20分)
		II	(イ) (ア)の原因				
		III	(ウ) (イ)の原因				
		IV	(エ) (ウ)の原因				
(15)		手術	①所 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和	年 月 日
		解剖	①所 2有	主要所見			
(16)	死因の種類	① 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焔による傷害 } 外因死 { 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死				
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところの種別 1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 () 手段及び状況	傷害が発生したところ 都道府県 市区町村				

【解説1】

在宅での看取りの際に、医師の立ち会いがなく、翌朝死後の診察を受けた事例です。

医師法第20条の規程により、最終診察から24時間を経過している場合でも、死後あらためて診察を行い、生前に診察していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書が交付できます。

死後診察を行い、生前に診察していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行い、異状があると判断した時にはまず警察署に届けることとなります。

【解説2】

医師法第20条の規程により、最終診察から24時間以内に患者が死亡した場合には、死後あらためて診察を行うことなく、「生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合」には、死亡診断書が交付できます。

ただ、そのような状況でも、「生前に診療していた傷病」に起因しないことがあります。死亡診断書の内容の正確を期すためと、さらに、異状死の見逃しをしないためにも、このような場合でも死後あらためて診察を行うことが望ましいと思います。

【参考】

医師法（抄）

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第21条 医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

医師法第20条但し書の適切な運用について （抜粋）

（平成24年8月31日 厚生労働省医政局医事課長通知）

1. 医師法第20条ただし書きは、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができること。

2. 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判断できない場合には、死体の検案を行うこととなる。この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならないこと。

E3 食物誤嚥

78歳の男性。平成X年1月2日午後0時15分頃、昼食に餅を食べていたところ、喉につまらせて、苦しみだした。家族が手で取り出そうとしたが、うまく取り出せず、救急車を要請した。

病院搬入時は心肺停止状態であった。喉頭展開時に餅を取り出し、心肺蘇生術により一時心拍は再開したものの、意識の回復なく午後1時20分に死亡が確認された。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

死亡の原因	(ア) 直接死因	窒息	発病（発症） 又は受傷から死亡までの期間	約1時間	
	(イ) (ア)の原因	食物誤嚥		約1時間	
	(ウ) (イ)の原因		◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください。 (例：1年 3か月、5時間 20分)		
	(エ) (ウ)の原因				
◆1欄、3欄ともに病患の終末期の状態で心不全、呼吸不全等は書かないでください					
◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください					
◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください					
◆1欄は、傷が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください					
(14)	手術	①無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日
	解剖	①無 2有	主要所見		
(15)	死因の種類				
	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 ②交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焔による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因死 12 不詳の死				
(16)	外因死の追加事項				
	傷害が発生したとき	平成 昭和 X 年 1 月 2 日 午前 午後 ①0時15分頃	傷害が発生したところ	都道府市区町村	
◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください		手段及び状況 餅を食べていて、喉に詰めたという。			
(17)	出生時体重	単胎・多胎の別		妊娠週数	
	グラム	1 単胎	2 多胎 (子中第 子)	満 週	
(18)	生後1年未満で病死した場合の追加事項				
	妊娠・分娩時における母体の病歴又は貴状	母の生年月日		前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 胎 (妊娠満2週以後に限る)	
1 無 2 有		3 不詳		平成 年 月 日 昭和 年 月 日	
その他特に付言すべきことから 病院に搬送され、心拍は一旦再開し、治療を受けたが死亡した。					

【解説】

自宅で食事中に、餅を誤嚥した事例です。

病院搬入後、心拍が再開したものの、死亡に至った事例であり、異状死の届け出が必要です。

検視の際に、治療を担当した主治医に立ち会いと書類の発行を求められることもありますが、その場合には、発行する書類は「死亡診断書」になります。

E4 独居高齢者の死亡

83歳の男性。平成X年10月25日午後、尋ねてきた近所の知人が死亡しているのを発見した。約10年前に妻が死亡し、独居で生活していた。約20年前から高血圧と糖尿病を指摘されており、定期的に診療所を受診していた。

警察への届出の後、死体検案を依頼された。損傷はなく、胸部に亜硝酸薬のテープが貼付されていた。主治医からの情報で、過去に心筋梗塞の既往があるものの、2週間前の最終診察時に変わったことはなかったとのことである。検案所見から特に異状は見いだせず、既往症から心疾患の可能性が示唆された。警察も事件の可能性は無いと判断した。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄目欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	虚血性心疾患(推定)	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	不詳	
		(イ) (ア)の原因			◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年、3か月、5時間20分)		
		(ウ) (イ)の原因					
		(エ) (ウ)の原因					
II	直接には死因に関係しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	高血圧、糖尿病	約20年				
(15)	手術 ① 所 2有 解剖 ① 所 2有	部位及び主要所見					平成 年 月 日 昭和 年 月 日
		主要所見					
(16)	死因の種類 ① 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焔による傷害 } { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死	外因死の追加事項 傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところ 都道府県 傷害が発生したところの種類 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他() 市 区 町村 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください 手段及び状況					

【解説】

自宅で死亡発見された事例です。

警察への届出後に、検視が行われ、その際に死体検案が依頼された事例です。

検視の際には、ご遺体の所見のみならず既往症や主治医からの情報もふまえ、死体検案の所見を基に死因を判断することになりますが、死体検案には限界があります。近年ではCTなどの死後画像検査や血液生化学検査が実施されることもありますが、検案のみでは診断の限界があります。一方、様々な事情で解剖検査ができないこともあり、死体検案のみで判断を求められる場合には、可能なかぎり客観的で詳細な記載をお願いします。

E5 覚せい剤によるクモ膜下出血

22歳の男性。平成X年5月5日午後8時頃、〇〇県△△市の自宅室内で死亡しているのを発見された。

傍らには使用された小型の注射器が落ちており、残液から覚せい剤の反応が出たという。

解剖検査を行ったところ、脳には脳底面を中心とした強いクモ膜下出血がみられ、前交通動脈に動脈瘤があり、破綻していた。強い肺水腫がみられ、気管内には白色の泡沫がみられた。また、血液及び尿の検査を行ったところ、覚せい剤が検出された。死亡推定日時は発見同日午後2時頃、覚せい剤はその直前に使用されたものと考えられた。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄、2欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	施設の名義			
		(ア) 直接死因	脳クモ膜下出血	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア)の原因	前交通動脈動脈瘤破綻		短時間
		(ウ) (イ)の原因	覚せい剤中毒		短時間
		(エ) (ウ)の原因			
手術	① 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日	
解剖	1無 ②	主要所見 脳底面を中心とする強いクモ膜下出血。前交通動脈に破綻した動脈瘤。強い肺水腫。血液から覚せい剤を検出。			
(15)	死因の種類	1病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火輪による傷害 } 6窒息 ⑤中毒 8その他 その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12不詳の死			
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したとき 平成 昭和 X年 5月 5日 午前・午後 ⑥2時頃分 傷害が発生したところの種類 ⑦居 2工場及び建築現場 3道路 4その他()	傷害が発生したところ ○○ 都道府県 △△ ⑧ 区 ⑨ 郡 町村	◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	
		手段及び状況 自宅室内で死亡していたという。			

【解説】

死因は、覚せい剤使用に起因するクモ膜下出血と考えられます。

クモ膜下出血をきたした原因として、覚せい剤使用による血圧上昇が大きく影響していると考えられます。また、覚せい剤の連用により、血管炎を生じることがあり、これらもクモ膜下出血の発症に関与した可能性もあります。

これらのことから、覚せい剤使用は直接の関与があると考えられます。

E6 ヘリウム吸引

22歳の男性。平成X年5月10日午後8時頃、〇〇県△△市の自宅室内で死亡しているのを発見された。

頭からビニール袋をかぶり、頸部で軽く縛った部分から透明なチューブが挿入されていた。傍らにはバルブが開放状態のバルーン用のヘリウムボンベが置かれ、透明なチューブに連結されていた。また、本人の自筆の遺書が発見された。解剖検査を行ったところ、急死の所見のみで、外傷や病的所見はなかった。後日の検査で、血液からヘリウムが検出された。死亡推定日時が発見同日午後2時頃と考えられた。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄目欄 ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	施設の名称			
		(ア) 直接死因	窒息(推定)	短時間	疾病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)
		(イ) (ア)の原因	酸素欠乏	短時間	
		(ウ) (イ)の原因			
(エ) (ウ)の原因					
		手術	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日
		解剖	1無 ②	急死の所見。血液からヘリウムを検出。	
(15)	死因の種類 1病死及び自然死 2不慮の死 3不慮の死 4不詳の死	不慮の死 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火端による傷害 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の死 12不詳の死			
(16)	外因死の追加事項 ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき 平成 昭和 X年 5月 10日 午後 ⑧時 頃分	傷害が発生したところの種類 ①居 2工場及び建築現場 3道路 4その他()	傷害が発生したところ ○○ 都道 △△ 区 都 町村	手段及び状況 頭からビニール袋をかぶり、ヘリウムを吸入したと思われる。

【解説】

死因は、ヘリウム吸入による酸素欠乏と考えられます。

ヘリウム自体は毒性がなく、袋の中の空気中の酸素と置換することで、低酸素状態となり、窒息します。

遺書も見つかっており、自身の故意の行為によるものと判断できますので、死因の種類については、9.自殺を選択します。

E7 漂流死体

男性の遺体。平成X年4月10日午後8時頃、〇〇県△△市の海岸に漂着しているのを発見された。

着衣に乱れはなく、腐敗性変化もないことから、死後経過時間は比較的短いものと考えられた。左右手背に軽微な擦過傷が見られるが、目立った外傷はない。鼻口部から微細な白色の泡沫が流出する。解剖検査を行ったところ、病的な所見はなく、肺は水腫状で、気道内の泡沫が確認され、溺死と考えられた。死亡推定日時は発見同日午前8時頃と考えられた。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因	施設の名称	(ア) 直接死因 溺死		短時間	
	◆1欄、2欄ともに死因の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順で書いてください	(イ) (ア) の原因			発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	
		(ウ) (イ) の原因			◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例: 1年3か月、5時間20分)	
		(エ) (ウ) の原因				
手術	① 2有	部位及び主要所見		手術年月日	平成 年 月 日 昭和	
解剖	1無 ②	主要所見 肺は水腫状。気道内に白色の泡沫。				
(15)	死因の種類	1病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火傷による傷害 } { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 9自殺 10他殺 ⑪その他及び不詳の外因 12不詳の死				
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したとき	平成 昭和 X年 4月 10日 (時) 午後 8時 頃分	傷害が発生したところ	都道府市区町村	
		傷害が発生したところの種類	1住居 2工場及び建築現場 3道路 ④その他 (海中)	△△市	〇〇区	
		手段及び状況 海岸に漂着しているところを発見されたという。				

【解説】

死因は、溺死と考えられます。

「死亡したところ」は、このような場合、漂着した場所（この例では海岸）になり、住所の最後「（発見）」と付記します。

死因の種類については、警察の捜査結果をふまえて判断します。捜査の結果もふまえて判断できる場合にはその結果を選択します。死体検案では、外因による死亡であることは判断できても、事故（不慮の溺水）、自殺（入水）、他殺の区別については、判断できないことがあります。その場合の死因の種類は「11.その他及び不詳の外因」を選択します

E8 独居高齢者の死亡2

87歳の男性。平成X年9月10日午後、尋ねてきた近所の知人が、自宅で死亡しているのを発見した。約30年前から高血圧を指摘されており、降圧薬を処方されている。

警察への届出の後、死体検案を依頼された。損傷はなく、薬物の簡易検査も陰性で、検案所見から特に異状は見いだせなかった。死後画像検査（CT）にて、大脳基底核部右側に脳室に穿破する出血巣を確認した。警察も事件の可能性は無いと判断した。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄、2欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	施設の名称			
		(ア) 直接死因	脳内出血		短時間(推定)
		(イ) (ア)の原因		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	
		(ウ) (イ)の原因			
(エ) (ウ)の原因			約30年		
		直接には死因に關涉しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等 高血圧			
	手術	① 所 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日
	解剖	① 所 2有	主要所見		
(15)	死因の種類	① 病死及び自然死 ② 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焔による傷害 } ③ 6窒息 7中毒 8その他 ④ その他及び不詳の外因死 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 ⑤ 12不詳の死			
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところの種類 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他() 手段及び状況	傷害が発生したところ 都道府県 市区町村		
(17)	生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム 1無 2有	単胎・多胎の別 1単胎 2多胎(子中第 子) 3不詳	妊娠週数 満 週 前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
(18)	その他特に付言すべきことから 死後に行った頭部CT検査にて、右大脳基底核部から脳室に穿破する出血巣を確認した。				

【解説】

自宅で死亡発見された事例です。

警察への届出後に、検視が行われ、死後画像検査（CT）の結果、脳室穿破した脳内出血が確認された事例です。

現在の死亡診断書（死体検案書）には、死後画像検査についての項目はありませんが、もし記載するようでしたら、「その他特に付言すべきことから」の項目に死後画像検査の所見を記載してもよいと思います。

E9 独居者の死亡

56歳の男性。平成X年9月10日午後、尋ねてきた知人が、自宅室内で死亡しているのを発見した。普段からよく酒を飲んでおり、室内には酒の空き瓶が散乱している。約10年前にウイルス性の慢性肝炎と肝硬変を指摘されていたが、そのまま放置していたという。

警察への届出の後、死体検案を依頼された。やせており、皮膚がやや黄染し、損傷はない。腹部が膨隆し、波動を触れる。腹腔穿刺にて黄色の腹水を吸引した。警察も事件の可能性はないと判断した。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄目欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	施設の名称			
		(ア) 直接死因	肝硬変		不詳
		(イ) (ア)の原因		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	
		(ウ) (イ)の原因		◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	
		(エ) (ウ)の原因			
	目	直接には死因に関係しないが1欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
	手術	① 無 2 有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日
	解剖	① 無 2 有	主要所見		
(15)	死因の種類	① 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焔による傷害 } { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 9自殺 10他殺 11 その他及び不詳の外因 12 不詳の死			
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところの種類 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他()ろ ◆伝聞又は確定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところ 市 区 町村	都道府県	市 区 町村

【解説】

自宅で死亡発見された事例です。

警察への届出後に、検視が行われ、既往歴に関する情報や、検案時の穿刺の結果をふまえ、肝硬変と確認された事例です。

記載方法もいくつかあり、死亡の原因欄には(ア)に肝不全(推定)、(イ)に肝硬変でもよいと思います。

E10 交通事故

75歳の男性。平成X年4月10日午前5時15分頃、〇〇県△△市の道路を横断中にトラックにはねられた。

事故直後から意識はなく、心肺停止状態で病院に搬送され、心肺蘇生術に反応なく死亡が確認された。頭蓋の粉碎骨折及び肋骨の多発骨折があり、CTでは気脳症、クモ膜下出血と血胸が確認された。事故直後に現場で死亡したものと考えられた。

この場合に発行する書類、「死亡の原因」「死因の種類」の記載例を示します。

【適切な記載】

(14)	死亡の原因 ◆1欄、2欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	(ア) 直接死因 外傷性クモ膜下出血	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間	
		(イ) (ア)の原因 頭部打撲		短時間	
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
(15)		手術 ① 2有	部位及び主要所見	手術年月日 平成 年 月 日 昭和 年 月 日	
		解剖 ① 2有	主要所見		
		死因の種類 1病死及び自然死 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焔による傷害 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 12不詳の死			
(16)		傷害が発生したとき 昭和 X 年 4 月 10 日 午前 5 時 15 分 頃	傷害が発生したところ △△市 区 町 村		
		傷害が発生したところの種類 1住居 2工場及び建築現場 ③道路 4その他()	手段及び状況 道路を横断中にトラックにはねられたという。		
(17)	生後1年未満で病死した場合の追加事項 経産・分娩時における母体の病歴又は貴状 1無 2有 []	出生時体重 グラム		単胎・多胎の別 1単胎 2多胎(子中第 子)	
		前回の妊娠結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)		母の生年月日 平成 年 月 日 昭和 年 月 日	
(18)	その他特に付言すべきことから 病院に搬送されたが、蘇生処置に反応なく、死亡が確認された。				

【解説】

交通事故による死因はその損傷状態によると考えられますが、本事例では、頭部打撲による外傷性クモ膜下出血と考えられます。

事故の状況については、「外因死の追加事項」の項目に記載します。病院搬送後の状態については、特に項目はありませんが、もし記載するようでしたら、「その他特に付言すべきことから」の項目に簡潔に記載してもよいと思います。